

三島町遺跡(9 次調査)発掘調査
掘削測量業務
仕様書

南相馬市教育委員会

第 1 章 発掘調査作業仕様書

第 1 条 総 則

1. 適 用

(1) 目 的

本共通仕様書は、南相馬市が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 99 条に基づいて実施する、埋蔵文化財発掘調査に伴う業務委託に係る委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(2) 実 施

当該業務の概要は、南相馬市が埋蔵文化財発掘調査を監督するに当たり、民間調査組織が発掘調査、遺構測量を行うものである。業務の履行に当たっては、南相馬市、民間調査組織とも本仕様書を誠実に遵守するとともに、発掘調査を行う遺跡の考古学的な意義についての認識を常に共有しながら、調査精度の向上と調査記録作業の確実な実施に努めなければならない。

(3) 優先事項

契約書に添付されている図面、特記仕様書及び設計書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

2. 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は次のとおりとする。

「甲」：委託者（南相馬市）

「乙」：受託者（民間調査組織）

現場代理人：乙に所属する職員で、現場に常駐して発掘作業全体を掌握し、受託事業の全工程を適切に進行させることができる者を言い、発掘調査監理者の指示に従って安全管理、危険防止、重機並びに人力による土工作業等の指示管理を行う者とする。1 名は必ず現場に常駐配置する。

計 測 員：乙の職員で、測量法により登録された測量士または測量士補をいい基準点測量、水準測量、調査前測量（地形測量）、遺構又は遺物出土状況の実測及び図化等を行う。調査期間中は現場に常駐する。

発掘作業員：発掘作業に係わる、準備・撤収作業、遺構掘削等に従事する者をいう。
乙が雇用する。

第2条 基本事項

1. 甲の基本的業務

(1) 甲は、乙に対し、発掘調査、遺構計測等に係わる業務全般の指示を行うものとする。

2. 乙の基本的業務

(1) 業務計画書の提出等

①：乙は、業務計画書を作成し、甲に提出して承諾を得るものとする。

業務計画書には次の事項について記載しなければならない。

ア) 業務の概要

イ) 調査方法

ウ) 業務工程表（契約金額に基づく積算内訳書を含む）

エ) 業務組織図（各配置技術者届及び証明資料を含む）

オ) 成果品の内容

カ) その他 「福島県土木工事共通仕様書」の「施工計画書」、「福島県測量業務共通仕様書」の「業務計画書」及び「福島県地質・土質調査共通仕様書」の「業務計画書」で記載が求められているもののうち該当する事項。

(2) 詳細工程計画及び調査月別集計表の提出

①：乙は、発掘調査作業の実施に当たり、(1)の業務計画書及び発掘調査現場の状況を勘案して、発掘作業内容及び使用人員を明示した全体の細工程計画を作成する。

②：乙は、①に基づいて日々の発掘調査作業を実施するものとし、その実績を集計した調査月別集計表を作成し、甲の確認を受けるものとする。調査月別集計表が設計変更案の基礎資料となるものとする。

(3) 現場代理人の要件

契約後に提出する配置技術者届に、現場代理人として記載された者で、かつ以下の要件をすべて満たした者を現場に常駐させ、労働安全衛生法に基づく現場管理を行わせなければならない。

①：一級土木施工管理技士または二級土木施工管理技士の資格を有する者。

②：埋蔵文化財業務において5年以上の実務経験を有する者。

③：発掘調査現場において現場代理人として関わった業務が3件以上、かつ通算12ヶ月以上の実務経験を有する者。

④：地山の掘削及び土止め支保工作業主任者資格を有する者。

⑤：重機掘削作業についての指示・管理が的確に行える者。

（４）現場代理人等選任通知書

乙は、現場代理人を定めたとき、または変更するときは、現場代理人等選任（変更）通知書、現場代理人経歴書に（３）に規定する資格の合格証明書等の写し、（３）の要件の証左となる発掘調査報告書（写し、抜粋可）を添付して甲に提出し、（３）の要件を満たしていることの承認を得るものとする。

なお、埋蔵文化財発掘調査の特性上、発掘調査作業の連続性を保つため、乙は現場代理人を原則として変更してはならない。ただし、（３）の要件を満たしていても発掘調査の現場管理及び工程管理が適切に行えていない場合、甲は乙に対して現場代理人の変更を求めることがある。

その他の理由により、やむを得ず現場代理人を変更する必要性が生じた場合は、乙は甲の承認を得て変更できるものとする。

（５）計測員の要件

現地測量に従事する技術者は、測量士または測量士補の資格を有し、発掘調査に係る遺構測量（現地実測）の実績を有している者とする。

（６）計測員選任通知書

計測員を定めたとき、または変更するときは、計測員選任（変更）通知書に、計測員経歴書にその者の測量士登録通知書の写しを添付して甲に提出し、承認を得るものとする。

（７）発掘作業員

- ①：発掘作業員の員数については、業務が円滑に実施されるよう設計図書及び業務計画書に基づいて、甲、乙で協議して定めるものとする。
- ②：発掘作業員については、県内のハローワークで募集するなど、地元住民を雇用するよう努めるものとする。
- ③：発掘作業員１５名前後の稼働を基本とする。
- ④：発掘調査作業中、甲又は乙の都合により、員数の増減の必要が生じた場合は、速やかに甲、乙が協議し、対応するものとする。

（８）発掘調査用具及び資機材

- ①：乙は、発掘調査作業に使用する用具及び資機材の選定並びに使用等について、設計図書に指定されている場合には、これに適合した用具及び資機材を使用しなければならない。ただし、より条件に合った用具及び資機材がある場合には、甲の承諾を得て、それを使用することができる。
- ②：用具及び資機材は原則として乙が準備し、その購入及び賃借等に当たっては南相馬市内で調達をするよう努めるものとする。乙は、賃借した資機材は余剰や非効率な運用が生じないよう適切に日々の数量を管理しなければならない。

- ③：乙は、作業日誌、遺構台帳、遺物台帳、写真台帳及び遺構実測用紙等、甲が特に指定したものについては、その様式等に従わなければならない。

第3条 安全管理等

1. 安全管理

- (1) 乙は、発掘調査作業中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に機械の運転、電気設備の設置などについては、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- (2) 乙は、常に発掘調査作業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。また必要に応じ、地山の掘削作業主任者、土止め支保工作業主任者、足場の組立て作業等作業主任者の資格を有するものを現場に配置しなければならない。
- (3) 乙は、発掘調査作業中、甲の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の行為をしてはならない。
- (4) 乙は、業務施工に際し、近隣する水路、路肩、電柱等の物件に対し損傷を与えないように十分注意し、万全の対策を講じるものとする。
- (5) 乙は、業務期間中は一般道路と接する場所やその他必要と認められる箇所では、清掃作業等を行い発掘調査現場の環境整備に努めるとともに、第三者から苦情があった場合は速やかに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- (6) 乙は、排水作業に関して、第三者からの苦情の出ないような適切な方法で処理するものとして、甲、乙の協議もしくは甲の指示により決めるものとする。
- (7) 乙は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、最新の気象情報に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- (8) 乙は、発掘調査現場に発掘調査関係者以外の者の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の明示をしなければならない。
- (9) 乙は、発掘調査作業中、発掘調査区域及びその周辺の巡視若しくは監視を行い、安全を確保しなければならない。

2. 緊急連絡体制の整備

- (1) 乙は、発掘調査作業中の安全を確保するため、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働局等の関係機関及び関係者と常に緊密な連絡を取れるよう緊急連絡体制を整備しなければならない。

- (2) 乙は、(1) の緊急連絡体制を整備したとき、または変更したときは、遅滞なく、甲に報告しなければならない。

3. 災害・事故発生時の対応

- (1) 乙は、災害・事故発生時には、第三者、発掘作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させなければならない。
- (2) 乙は、災害が発生した場合は、発生後直ちに甲並びに関係機関に通報して迅速かつ適切に事後処理に当たるとともに、速やかに「工事災害通知書」を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、事故が発生した場合は、発生後直ちに甲並びに関係機関に通報して迅速かつ適切に事後処理に当たるとともに、甲が指示する期日までに「工事事務報告書」を提出しなければならない。

第4条 作業量

本業務における業務概要および作業量は下記のとおりとする

- (1) 業務場所：福島県南相馬市原町区三島町二丁目 地内
- (2) 遺跡名称：三島町遺跡
- (3) 調査期間：契約締結日から令和9年1月29日
- (4) 対象面積：約1,780㎡
- (5) 作業内容
- | | |
|-------------------------|--------|
| ①：全体計画・事前準備 | 1式 |
| ②：発掘作業に必要な資機材の調達・設置・管理等 | 1式 |
| ③：現場作業員の雇用及び労務管理 | 1式 |
| ④：調査区及び現場事務所の保全・安全管理 | 1式 |
| ⑤：遺構検出・遺構掘削 | 2,300㎡ |
| ⑥：写真撮影・遺構測量・遺物取上げ | 2,300㎡ |
| ⑦：空中写真撮影（ドローン撮影） | 1回 |
| ⑧：その他、甲が指示する事項 | 1式 |

第5条 発掘調査

1. 作業指示の遵守

乙は、埋蔵文化財発掘調査の特性、重要性等を十分に理解した上で、甲の指示について、乙が雇用する現場代理人、計測員、計測補助員、発掘作業員に対して伝達の徹底を図り、正確に作業を実施しなければならない。

2. 作業の実施

- (1) 乙は、雨天等天候の都合により休業とする場合は、当日始業前に甲へ報告し、その承諾を得ることとする。
- (2) 土・日曜日、祝日及び勤務時間外の現場作業は原則として行わない。（稼働時間は 9：00～16：30、休憩 12：00～13：00）ただし、やむを得えず実施する場合は、事前に甲に「休日作業願」承諾を受けなければならない。
- (3) 乙は、降雨、その他作業の実施に支障があり、作業を中止又は中断等する場合は、甲と協議し、その承諾を得ることとする。
- (4) 乙は、その他、甲の事情により作業を中止する場合は、それに従うこと。
- (5) 乙は、業務の全部又は一部が完了した場合は、発掘調査作業地を清掃し、残材、廃棄物、木屑等を除去するものとする。

3. 掘削作業全般

- (1) 乙は、掘削に当たっては、埋蔵文化財発掘調査の内容及び重要性を十分認識した上で、慎重かつ万全の注意を払って行わなければならない。
- (2) 乙は、機械、人力を問わず掘削を開始するに当たっては、甲の承諾を得て実施しなければならない。
- (3) 乙は、掘削に当たっては、調査地壁面に対し、地質の硬軟、地形の状況により、法面の安全勾配の確保や土止め支保工等をもって、安全に施工しなければならない。
- (4) 乙は、掘削作業中の状況変化に対し、その都度、甲の確認を求めなければならない。
- (5) 乙は、掘削が完了したときには速やかに甲に報告し、確認を求めるものとし、甲の指示があるまでは、新たな掘削を開始することは絶対にしてはならない。

4. 調査記録作業

(1) 作業の実施方法

乙が行う基本的な調査記録方法は、文化庁文化財部記念物課刊行の「発掘調査のてびき」（平成22年3月30日発行）を参考とし、詳細については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(2) 遺構及び遺物出土状況等の遺構図（素図）作成

乙は、甲の指示に基づき、遺構の個別実測図や遺物出土状況等を実測して遺構図（素図）を作成するものとする。

- ・成果品の図面については、最終的に 1／40 を基準として納品とする。

(3) 空中写真撮影（ドローン撮影）

撮影回数は原則として 1 回とするが、特に重要な遺構が発見された場合は、甲、乙協議

のうえ必要回数を撮影する。

（４）遺構及び遺物出土状況等の素図等の整理及び成果品

作成した遺構・遺物出土状況等の素図、写真類等の整理方法については、甲が指示する。また成果品として別紙に定めるものを提出することとする。

なお成果品は、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を含めて、甲に帰すものであり、乙がこれを利用する場合は甲の許可を必要とする。

５．調査業務における出来高管理

- （１）乙は、作業工程における資機材や人員等について、日々の出来高として管理するものとする。
- （２）乙は、調査月別集計表をもとに管理された出来高について、月毎に甲に提出し確認を受けなければならない。なお、甲が特に必要として提出を求めたときは、随時提供しなければならない。
- （３）乙は、契約時に提出した積算内訳書及び上記集計表を基に、現場調査終了時に甲乙協議の上、設計変更に係る契約を締結するものとする。

６．発掘作業における作業内容と成果品等

乙は、以下の事項を記録した発掘作業日誌を作成しなければならない。

- ①：作業工程に対する進捗状況
- ②：作業内容及び成果品
- ③：遺構、遺物の検出及び出土状況
- ④：甲からの指示事項とそれに対する対応結果

- （１）乙は、甲が行う整理作業に必要な図面、写真及び台帳等の発掘調査記録及び出土品を成果品とは別に、甲の求めがあったときはただちに提供しなければならない。
- （２）甲は、乙が記載した発掘作業日誌及び成果品について、随時、乙から提出を求めて確認することができる。なお、緊急又は重要な事項があれば、その都度速やかに甲、乙協議するものとする。

７．業務完了通知

乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、甲にその旨を通知しなければならない。また、本項の５「出来高管理」で記載したように、設計増減案に関する協議打合せを行わなければならない。

８．打合せ及び協議、指示、報告等

- （１）本業務を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と甲は常に密接な連絡をとり、本業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メ

ール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

(2) 各調査工程で設計図書の内容の変更等を伴う協議、指示、報告及び承諾等が必要な場合は、甲、乙とも協議書等で行うものとする。

(3) 緊急やむを得ない事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、協議、指示、報告及び承諾等を口頭で行うことができる。ただし、この場合、甲、乙とも、既に行った協議、指示、報告及び承諾等を協議書等に記載のうえ、7日以内に相手方に交付するものとする。

9. 分析資料の採取

甲は必要に応じ、成分分析や樹種同定等の理科学分析試料の採取を行う。この場合、乙が甲の試料採取を補助し、又は甲の指示に基づき乙が試料採取を行うものとする。

10. 見学者の立ち入り

甲は、発掘調査の経過及び成果を県民等へ積極的に情報公開するため、見学者の立ち入りを許可する場合がある。この場合、乙はこれに協力し、安全確保に努めるものとする。

11. 現地説明会

乙は、甲が実施する発掘調査現地説明会の開催を補助するものとする。発掘した遺構等を良好な状態で公開し、見学者の安全を確保するため、甲の指示に従って排水、清掃及び調査区間全般の整地、安全施設の設置などを事前に行う。また、開催日当日は、十分な保安要員、交通整理員を配置し事故等が発生しないように配慮するものとする。

第6条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりにする。ただし、遺構測量及び空中写真撮影については各特記仕様書の内容とする。

(1) 発掘作業日誌	1 式
(2) 各種台帳（図面台帳、写真台帳）	1 式
(3) 調査記録写真（撮影フィルム、密着写真、デジタルデータ）	1 式
(4) 出土遺物（コンテナボックス収納）	1 式
(5) 現場管理書類等	1 式
(6) その他本業務で取得した電子データ	1 式

第7条 その他

本共通仕様書並びに特記仕様書等の設計図書に規定のないものについては、甲と乙の協議に基づき定めるものとする。

内訳総括書

名 称			単位	数量	単価	金 額	摘 要
①発掘調査業務							
・ 直接人件費							
	現場管理人	現場管理人	人日	66			22日×3月×1名
	発掘調査	計測員	人日	66			22日×3月×1名
	発掘調査	発掘作業員	人日	990			22日×3月×15名
	内業整理	計測補助員	人日	66			22日×3月×1名
・ 発掘調査備品等							
	測量備品	トータルステーション (自動追尾型2級)	台/日	66			22日×3月×1台
		レベル (3級)	台/日	66			22日×3月×1台
		ノートパソコン	台/日	132			現代・計測 (2台×66日)
		調査用ソフトウェア	台/日	132			現代・計測 (2台×66日)
		複写機	台/日	3			1台×3月
	需用費	発掘調査用道具	式	1			
		光熱水費	月	3			
	空中写真撮影	ドローン撮影	回	1			
	図面整理備品	デスクトップパソコン	台/日	66			
		図面編集用ソフトウェア	台/日	66			
		消耗品費	式	1			
・ 表土掘削等							
	重機	バックホウ0.7m³	台日	5			オペレーター・燃料費込み
		上記運搬・回送費	回	2			
		クローラー6t	台日	7			オペレーター・燃料費込み
		上記運搬・回送費	回	2			
	排水機材	発電機	台月	6			3ヶ月×2台＝6台
		水中ポンプ (2インチホース付)	台月	6			3ヶ月×2台＝6台
	養生資材	法面昇降階段	台月	30			2.4m×10台
		足場板	枚月	90			4.0m×30枚
		仮囲いフェンス	式	1			
	安全衛生費	AED等	式	1			
	資材回送費	資材回送費	回	2			排水機材・養生資材
・ 準備・仮設工							
	仮設事務所	仮設事務所	棟月	15			本体賃貸・設置・撤去 含む。5棟×3ヶ月
		事務所備品	月	3			机・椅子・エアコン・冷蔵庫等
		仮設トイレ	基月	9			本体賃貸・設置・撤去 含む。5棟×3ヶ月
		仮設資材搬入搬出	回	2			
	設備工	仮設水道工事	式	1			設置・撤去
		仮設電気工事	式	1			設置・撤去
・ 滞在旅費							
	滞在費	現場代理人	日	66			22日×3ヶ月＝66日
		計測員	日	66			22日×3ヶ月＝66日
	現場内運転	現地移動車両 (1.5Lライトバン相当)	台日	132			現代＋計測員 (2台× 66日)、燃料費込み
	直接経費合計						
	諸経費		%				
	合 計						
	再 計						
	消費税額		%	10			
発掘調査業務合計							

遺跡位置図





